

第3章 施策の展開

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

【現状と課題】

平成 29 年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の約 6 割が無職者であり、うち再入者では、約 7 割が無職者でした。不安定な就労が再犯リスクとなっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置をはじめとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策が実施されています。

協力雇用主の数は近年増加傾向にありますが、犯罪をした者等を雇用した場合の経済的負担や、トラブル等が発生するリスクを考えると、実際の雇用を躊躇する協力雇用主も少なくなかったり、協力雇用主としての活動について、従業員や取引先、あるいは地域住民からの理解を得られないこともあるために、実際に雇用している協力雇用主はごく一部にとどまっています。また、雇用した場合であっても、社会人としての基礎的な態度が身に付いていなかったりすることで、働く中で様々な問題が発生し、早期に退職してしまう者も少なくありません。協力雇用主の確保及び就労後の定着が課題です。

【具体的施策】

- 刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就職した刑務所出所者等及び協力雇用主への職場訪問等による助言等を実施し、離職を防止することにより、職場定着を促進します。
- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げていく取組みとして、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、平成 31・32 年度の入札参加資格審査から、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去 2 年間のうち、連続する 3 か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。

- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。

※ 国と連携した取組

【法務省横浜保護観察所の取組】

調整中

(2) 住居の確保

【現状と課題】

平成 29 年に刑事施設に入所した者のうち、帰る場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数は、犯罪時の居住地が神奈川県である再入者の約 4 分の 1 でした。しかし、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠であり、再犯防止の上で重要です。

国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入れ機能の強化、自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組が実施されています。

そうした中、近年、入所者において、薬物依存者や高齢・障がいのある人の増加により、出所者等の抱える問題が複雑・困難化しており、更生保護施設には、住居を提供するだけでなく、犯罪者処遇の専門施設として社会復帰に向けた様々な支援を行う役割が求められるようになっていきます。しかしながら、更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、退所後は地域に生活基盤を確保する必要がありますが、身元保証人がいない上、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないことなどにより賃貸契約ができず、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所してしまうなどの課題があります。

【具体的施策】

- 親族等のもとに帰住することができない矯正施設出所者等の一時的な居場所となる民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業(宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業)を支援し、矯正施設出所者等の生活基盤の安定確保を図ります。
- 賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

【現状と課題】

平成 29 年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の全世代の再入者率が約 5 割であるのに対し、65 歳以上の高齢者は再入者率が約 7 割と高くなっています。また、入所時の精神診断の結果、再入者のうち、16%の者が知的障がい、神経症性障がい、その他の精神障がいがありました。さらに、平成 29 年に神奈川県で検挙された高齢者の罪種別内訳では、窃盗が約 7 割を占めています。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきました。

また、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障がいのある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士、福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施しています。

しかしながら、神奈川県地域生活定着支援センターのコーディネート業務開始件数の約 5 割を占める高齢者でかつ障がいを有する者にはより一層の支援が必要であることや、高齢・障がいのある犯罪をした者等を受け入れるためには相応の負担が掛かり、社会福祉施設等を支援する取組が不足していることなどの課題があります。

【具体的施策】

- 高齢または障がいを有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、受入施設の調整や、受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。
- 矯正施設の参観の機会を活用して、社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受け入れ先の理解促進を図ります。

- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、社会福祉施設等の職員を対象に研修等を実施し、更生支援に係る福祉関係機関のネットワークの構築を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を作成、活用し、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。
- 市町村が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、地域支援事業として、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。県は、地域支援の費用の一部を負担して、市町村を支援します。
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。
- 若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障害福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。
- 発達障がいや有する障がい児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として「神奈川県発達障害支援センター（かながわA（エース））」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。

- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。〈再掲〉

【神奈川県地域生活定着支援センターの取組】

調整中

(2) 薬物依存を有する者への支援

【現状と課題】

全国の覚醒剤・大麻等薬物犯罪の検挙者数は高水準で推移しており、特に大麻事犯検挙者数は、年々増加傾向にあります。

また、横浜保護観察所管内で保護観察を開始した仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に占める薬物事犯保護観察対象者の割合は約3割と高く、さらに、平成29年に覚せい剤取締法違反で刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地在神奈川県である者の、再入者の割合は65%であり、再犯により入所する者が依然として多くなっています。薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけではなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせる必要があります。

国においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、平成28年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしています。

そこで、薬物やアルコール等の依存のある犯罪をした者等に対して、専門的治療・支援を提供できる保健医療・福祉機関等の整備、治療・回復プログラムの普及促進、支援者の人材育成、民間支援団体の活動支援の拡大等を行うとともに、社会内処遇の期間中に、刑事司法関係機関、保健医療・福祉機関、民間支援団体等が連携して、刑等の終了後を見据えた治療・支援体制を構築する必要があります。

【具体的施策】

- 県、国、市町村及び薬物クリーンかながわ推進会議で構成する神奈川県薬物乱用対策推進本部を中心に、関係機関・団体が連携して、啓発活動や乱用者等に対する処遇等を実施することにより、薬物の乱用防止対策を推進します。
- 県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等に、薬物に関する一般相談・乱用防止の啓発を行う相談窓口を設けるほか、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を図る研修を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存者の社会復帰の促進等を図ります。
- 家族の薬物依存に悩んでいる方を対象に、薬物依存症の知識や社会資源について学び、適切なかかわり方や回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。
- 薬物依存症等に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、薬物等依存症患者の医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を実施し、人材育成を図ります。
- アルコールや薬物などの依存症に関する電話相談を実施します。
- アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に対応する相談窓口や専門医療機関及び自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト『かながわ版アディクションガイド（仮称）』を開設し、情報発信を進めます。

【民間の取組】

調整中

3 非行の防止等

(1) 非行の防止等

【現状と課題】

平成 29 年に県内で、検挙・補導された非行少年は 2,814 人で、前年に比べて約 14%減少しており、刑法犯で検挙・補導された少年は 11 年連続で減少しています。また、平成 29 年中に少年院に入院した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の再入院者の割合は約 13%でした。一方で、入所受刑者の約 33 パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、入所受刑者の約 29 パーセントが高等学校を中退している状況にあります。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS 会（Big Brothers and Sisters の略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施しています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、少年社会における適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにすることが重要です。

【具体的施策】

- 子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、県青少年センターを子ども・若者育成支援推進法第 13 条に基づく総合相談センターに位置づけ、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、国・県・市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を促進します。
- 国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理士等による専門的な相談などを実施することで、ニート等の若者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援をします。

- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS 利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校・中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。
- 県内の大学生を大学生少年サポーターに委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言の元、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。

【よこはま法務少年支援センター（横浜少年鑑別所）の取組】
調整中

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

【現状と課題】

犯罪時の居住地が神奈川県であった平成 29 年中に刑事施設に入所した者のうち、性犯罪をした者の再入者率は約 36%で、窃盗をした者の再入者率は約 64%でした。また、入所受刑者全体の犯罪時における暴力団の加入状況は約 10%でした。再犯防止のための支援を効果的に行うためには、こうした犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性に応じた支援等を実施することが重要です。

国においては、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきました。

しかしながら、DV・ストーカー加害者や性犯罪者、窃盗犯、暴力団離脱者、認知症高齢者、発達障がい等を有する者等、その特性に配慮した支援・指導を実施する必要性が高くなっています。

【具体的施策】

- 13 歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子ども対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。〈再掲〉
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を作成、活用し、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。〈再掲〉

- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。〈再掲〉
- 県内の大学生を大学生少年サポーターに委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言の元、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。〈再掲〉
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。〈再掲〉
- 発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として「神奈川県発達障害支援センター（かながわA（エース）」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。〈再掲〉

【△△の取組】

調整中

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進

【現状と課題】

地域における再犯防止の推進については、民間協力者の活動に大きく支えられています。例えば、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在処者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在処者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアが再犯防止に携わっています。こういった民間協力者や更生保護法人等の民間団体は、再犯防止を推進する上で欠かせない存在となっています。

しかしながら、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっており、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が十分でないことなどの課題があります。

【具体的施策】

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。
- 県内の大学生を大学生少年サポーターに委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言の元、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。〈再掲〉
- 民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援します。〈再掲〉
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、平成31・32年度の入札参加資格審査から、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。〈再掲〉

- 横浜刑務所や横浜保護観察所、横浜地方検察庁等の国関係機関のほか、更生保護ボランティアや更生保護法人等が参加する神奈川県再犯防止推進会議を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図ります。

【〇〇保護司会の取組】

調整中

【△△保護司会の取組】

調整中

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

再犯や非行を防止するため、社会環境の改善や規範意識の向上を目的として、県内ではさまざまな犯罪予防活動や啓発活動が実施されています。一方で、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、7月を再犯防止啓発月間に定め、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施しています。

県においては、平成29年に実施された“社会を明るくする運動”の行事参加人数は81,913人で、増加傾向ですが、再犯の防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近ではなく、“社会を明るくする運動”やその他の犯罪予防活動をさらに推進する必要があります。

【具体的施策】

- 犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される“社会を明るくする運動”を支援します。
- 矯正施設の参観の機会を活用して、社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受け入れ先の理解促進を図ります。〈再掲〉
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS 利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。
〈再掲〉
- 学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用の未然防止を図ります。
- 学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行います。

【神奈川県における“社会を明るくする運動”について】

調整中